

第 7 回 定時株主総会

招集ご通知交付書面

- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告書

株主各位

証券コード 5039
(発送日) 2023年3月14日
(電子提供措置開始日) 2023年3月9日
札幌市北区北七条西一丁目1番地5

株式会社キットアライブ

代表取締役社長 **嘉屋 雄大**

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第7回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kitalive.co.jp/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、札幌証券取引所（札幌証券）のウェブサイト等にも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

札幌証券取引所ウェブサイト <https://www.sse.or.jp/listing/list>



(上記の札幌証券ウェブサイトへアクセスいただき、「アンビシャス市場」「5039 株式会社キットアライブ」の順にご選択いただき、「提出書類一覧」にある「株主総会招集通知等」欄よりご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/5039/teiji/>



敬 具

記

- 1 日 時 2023年3月30日（木曜日）午前10時00分
- 2 場 所 札幌市北区北七条西一丁目1番地5 丸増ビル No.18 7階
株式会社キットアライブ 本社 会議室
- 3 会議の目的事項 報告事項 第7期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りいたします株主総会出席票を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト等の電子提供措置掲載箇所にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたします。
- 株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットで映像と音声を生中継（以下、「ライブ配信」）する予定です。ライブ配信のご視聴方法等につきましては、本招集ご通知に記載の「ライブ配信のご視聴方法」及び「ライブ配信に関する注意事項」をご参照くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日のお電話等でのお問い合わせにつきましては、ライブ配信に関するお問い合わせを含め、誠に恐れ入りますがご対応いたしかねますのであらかじめご了承ください。
- 【ご案内】 オフィスのご紹介
株主総会終了後、本社7階新オフィスをご紹介させていただきたく、お気軽にご参加賜れましたら幸いに存じます。
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご飲食等は予定しておりません。

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願い

当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会の開催及び運営に関し、下記の対応を採らせていただくことといたします。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ・本総会の会場スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・本会場の入り口付近にアルコール消毒を配備いたします。
- ・ご出席の株主様には本総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場スタッフの案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ・本年は、座席間隔を拡げるため、本総会会場の座席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良の株主様には本総会会場への入場をお断りする場合がございます。また、ご来場の株主様に対しまして、本総会の会場スタッフが体温測定をさせていただく場合がございます。
- ・本総会に出席する役員は、マスクを着用させていただきます。
- ・本総会は、議場での報告事項（監査報告を含みます）の詳細な説明は省略し、時間を短縮して議事進行することを予定しております。

※本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合には、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、当社ウェブサイトにおける発信情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.kitalive.co.jp/>)

以上

1 株式会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種や感染症対策により、経済活動は緩やかに持ち直しの動きが見られました。

しかしながら、新たな変異株による感染再拡大に伴う景気回復の遅れや消費マインドの低下、ウクライナ情勢の緊迫化や急激な円安の進行、原材料・エネルギー価格の高騰等により、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、DX（注1）の流れが進展する中、IT活用による戦略的な事業拡大や生産性向上及び業務効率化等、お客様のニーズは高度化・多様化しております。今後も、このようなニーズに加え、SDGs（持続可能な開発目標）等の環境と社会問題の解決に向けても、IT活用の重要性はさらに拡大するものと考えております。また、ウィズコロナ以降を見据えたデジタル化による事業構造の変革や競争力の強化を狙う製品開発や設備投資の動きは継続し、業務課題を解決するためにクラウド（注2）サービスを活用する企業も増加しております。

当社が事業を行うクラウドサービス市場においても、顧客からのニーズは非常に多く、依然として拡大しております。2022年9月15日にIT専門調査会社IDC Japan株式会社が発表した「国内パブリッククラウドサービス市場予測」によりますと、2022年の国内パブリッククラウドサービス市場規模は、前年比29.8%増の2兆1,594億円になり、2021年から2026年の年間平均成長率（CAGR：Compound Annual Growth Rate）は20.8%で推移し、2026年の市場規模は2021年比2.6倍の4兆2,795億円になると予測しております。

このように、引き続き国内クラウド市場が急速に成長している環境のもと、当社は札幌を拠点に、Salesforce（注3）導入支援及びSalesforce製品開発支援を展開しており、ITコンサルティング・要件定義・設計・開発・システムテスト・運用保守といったシステム開発の全工程をITエンジニア自身が一貫して提供できることが当社事業の特徴であります。当社のITエンジニアはシステム開発における一工程を担当するのではなく、お客様のビジネスを理解して継続的なシステムの拡張を支援し、また新たな技術トレンドの情報提供等、お客様の多くの相談事項にも対応しております。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高706,347千円、営業利益183,436千円、経常利益177,538千円、当期純利益は127,588千円となりました。

なお、当社の事業はクラウドソリューション事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

	第6期 (2021年12月期)	第7期 (2022年12月期)	前事業年度比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	増減率
売上高	577,056	706,347	129,291増	22.4%増
営業利益	113,065	183,436	70,370増	62.2%増
経常利益	116,280	177,538	61,258増	52.7%増
当期純利益	77,363	127,588	50,225増	64.9%増

② 設備投資の状況

事業年度中において実施いたしました当社の設備投資は、日常業務用コンピューターの購入1,068千円でありま
す。なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中、2022年9月28日に札幌証券取引所アンビシャスに上場し、公募増資により総額64,860千円の
資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

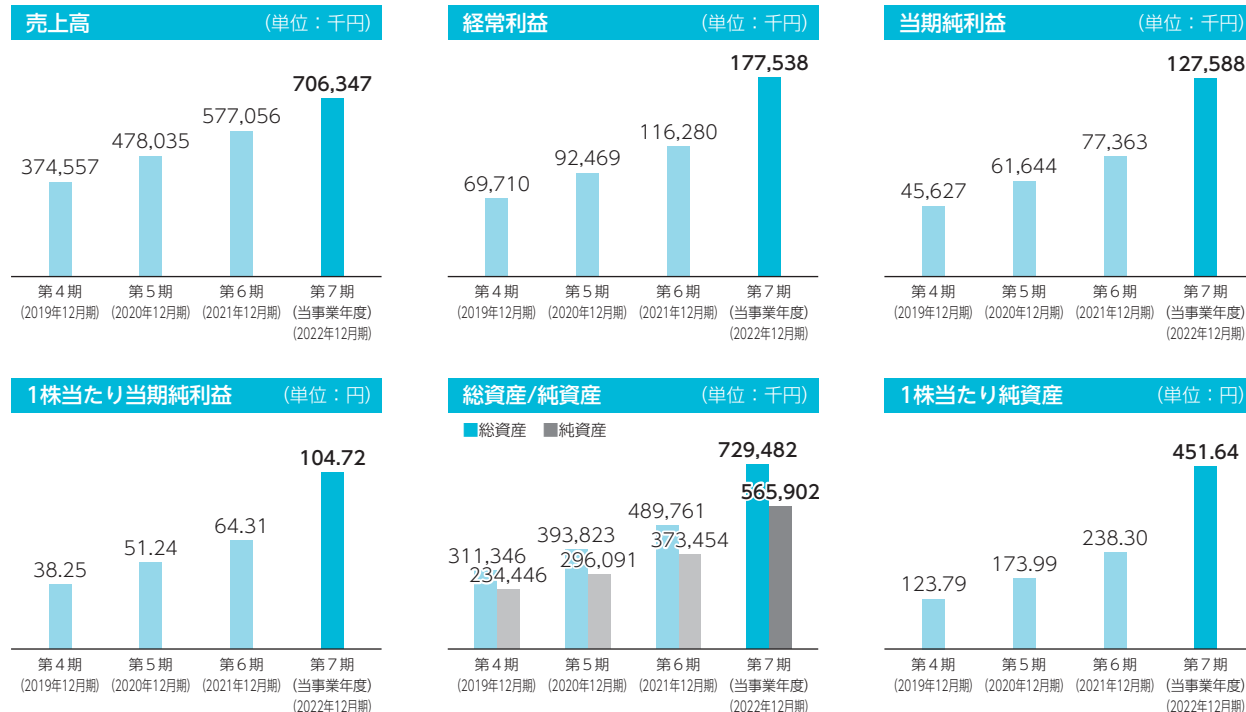
⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第4期 (2019年12月期)	第5期 (2020年12月期)	第6期 (2021年12月期)	第7期 (当事業年度) (2022年12月期)
売上高	(千円)	374,557	478,035	577,056	706,347
経常利益	(千円)	69,710	92,469	116,280	177,538
当期純利益	(千円)	45,627	61,644	77,363	127,588
1株当たり当期純利益	(円)	38.25	51.24	64.31	104.72
総資産	(千円)	311,346	393,823	489,761	729,482
純資産	(千円)	234,446	296,091	373,454	565,902
1株当たり純資産	(円)	123.79	173.99	238.30	451.64

(注) 1. 2022年7月11日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。上記では、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

株式会社テラスカイは、当社の親会社でありましたが、2022年9月28日付で当社が札幌証券取引所アンビシャスへの株式上場に伴う株式売出しを行ったことにより、親会社に該当しないこととなり、その他の関係会社に該当することとなりました。

2022年12月31日現在

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社 テラスカイ	1,252,129千円	49.48%	システム開発受託及び Salesforce ライセンスの仕入 役員の兼任

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社をとりまく環境は、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに、企業のDXの浸透・定着が加速しており、本格的な業務の効率化及びテレワーク・BCP対策を含む、新たなデジタルサービスの創出等、成長・競争の手法としての投資需要が増加し、IT活用の重要性は更に拡大しております。

当社におきましては、成長著しいクラウド市場において、事業収益の拡大と、強固な経営基盤を確保すべく、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に引き続き取り組んでまいります。

① クラウド市場の急拡大に合わせた優秀な人材の確保と育成

クラウドサービス市場の急拡大に伴いIT人材の需要は高まっており、労働人口の減少や雇用情勢の改善によりIT人材不足の傾向は今後も続くものと考えております。当社の特徴はITエンジニアが顧客のDX実現を幅広くサポートしている点にあるため、成長の礎として人材の確保と育成が最重要課題であると認識しております。

したがって、採用手法の多様化への対応や教育制度を拡充するとともに、従業員定着率の向上のため、ワークライフバランスを考慮した働きやすい環境づくり等、積極的に取り組んでまいります。特に、当社は人材育成に力を入れており、ビジネススキルと技術力の両面から公平・明瞭な評価を行う人事考課制度、従業員の意思に基づく学習を支援する自己啓発支援制度を整備しております。

② 新規顧客の獲得及び既存顧客の維持

当社は当社の成長及び取引先が減少する等不測の事態が起きるリスクを回避する観点からも新規顧客の獲得は重要であると考えております。新規顧客を獲得することで、当社の成長力強化とリスクマネジメントにも繋がることから、持続可能な企業へと発展していく上でも非常に重要であります。

また、当社は、過去のシステム導入の経験と実績が、新たな案件の受注獲得へと繋がると考えております。

そのためにも既存顧客との関係の維持は非常に重要であります。当社は小規模ながらも顧客の視点に立ち、顧客のビジネスを理解し、顧客と直接コミュニケーションを取る機会が増えることでビジネスの理解がすすみ、継続的に案件の受注を頂いております。この関係がまた多くの新規案件の受注と新規顧客の紹介に繋がっております。

当社は設立の地である北海道を中心に顧客の成長を支援するとともに、全国の多くの顧客にクラウドのメリットを享受していただくことで地方創生へも貢献してまいります。

③ 経営管理体制の強化

当社は、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等の変化に対して速やかに且つ柔軟に対応できる組織を運営するため、経営管理体制の更なる強化に努めてまいります。また、企業価値を継続的に向上させるため、内部統制の更なる強化、法令遵守の徹底に努めてまいります。

④ 財務基盤の強化

当社は、収益基盤の維持・拡大を図るためには、手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。一定の内部留保の確保や費用対効果の検討による各種コストの見直しを継続的に行うことで、さらなる財務基盤の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社は、設立からの想いである「北海道から日本のクラウドビジネスを支える」のもと、「Challenge together.」というミッションを掲げ、Salesforce, Inc.が提供するクラウドサービスであるSalesforceを基盤としたシステム開発を通して、お客様と共にDXを実現していくクラウドソリューションを提供しております。

当社は、クラウドソリューション事業の単一セグメントとして、Salesforceの開発及び運用保守を行う「Salesforce導入支援」、Salesforce上で優れたビジネスアプリケーションを提供することができるマーケットプレイスである「AppExchange」で販売されるSaaS型アプリケーション構築を支援する「Salesforce製品開発支援」、これら2つのサービスを中核とし事業展開を行っております。また、Salesforce等のライセンス販売も行っております。

<サービスの特徴>

(1) クラウドソリューション

① Salesforce導入支援

顧客企業へのSalesforce導入支援や、Salesforceを基盤としたシステム開発サービスを提供しております。顧客と共に業務改革を進めていくことをゴールとし、ITコンサルティング・要件定義・設計・開発・システムテスト・運用保守といったシステム開発の全工程を、ITエンジニアがワンストップに提供することで、プロジェクトのスタート段階からアフターフォローまで一貫した支援を行うことが当社事業の特徴であります。対象業務は顧客管理や営業支援を目的とすることが多いですが、顧客の業種や企業規模によりプロジェクト内容は多種多様であるため、対応するITエンジニアにも異なるスキルが必要になります。当社では、社内でのコミュニケーションを円滑にすることによってノウハウを拡散・共有することで、多様な顧客要望への対応を行っております。

② Salesforce製品開発支援

Salesforce上で新たなSaaS型製品の構築・販売を考えている企業向けの製品開発支援サービスを提供しております。当社がその製品の技術検証・開発・公開・運用を行うことでSalesforceの技術ノウハウがない企業であってもサービスを展開することが可能となります。Salesforce上で開発されたアプリケーションはSalesforce, Inc.が運営する「AppExchange」というマーケットプレイスで販売・マーケティング活動を行うことができます。当社は創業当時よりSalesforce上での製品開発やAppExchangeでの公開を手がけており、設計や開発・公開作業におけるノウハウを保有しているため、開発のスタート時点だけでなく追加機能構築や仕様変更等に対して継続的な支援を行っております。

また、製品開発委託元企業からユーザー企業の紹介を受け、ユーザー企業に対しSalesforce導入支援サービスを実施する等、新たな顧客の創出にもつながっております。

(2) ライセンス販売

当社は、株式会社セールスフォース・ジャパンの販売代理店である株式会社テラスカイの二次代理店として登録されており、顧客企業にSalesforceのライセンス販売を行っております。Salesforceライセンス販売における二次代理店は、顧客へのライセンス販売のみを行っております。なお、Salesforceライセンス利用に関する問い合わせについては、一次代理店である株式会社テラスカイの役割となります。その他、AppExchangeで公開されているアプリケーションや、Salesforce製品開発支援において当社が開発を行った製品等についても販売代理店として顧客企業へライセンス販売を行っております。

(6) 主要な事業所 (2022年12月31日現在)

本社	札幌市北区
東京事業所	東京都中央区

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48 (10) 名	7名増 (1名減)	32.6歳	3.6年

(注) 1. 使用人は就業人員であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員を含む。) は、() 外数で記載しております。

2. 当社はクラウドソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

2022年9月28日付で、当社株式は札幌証券取引所アンビシャスに上場いたしました。

※用語解説

(注1) DX

デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。2018年に経済産業省が発表した「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン (DX推進ガイドライン)」において、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義されております。

(注2) クラウド

クラウド・コンピューティングの略で、インターネットをベースとしたコンピューター資源がサービスとして提供される利用形態。ユーザーはサーバー機器等のハードウェアやソフトウェアの資産を自前で持たず、インターネットを介して必要に応じて利用するものです。

(注3) Salesforce

Salesforce, Inc.が開発・提供するクラウドサービスの総称。中核である営業支援 (SFA) ・顧客関係管理 (CRM) だけでなくマーケティング、データ分析、カスタマーサポート等提供しているサービスは多岐に渡ります。日本国内においても、日本郵政グループやトヨタグループ等の大企業のみならず、中堅・中小企業まであらゆる業種・規模の企業に利用されております。

2 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,802,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,253,000株
- (3) 株主数 1,385名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 テラスカイ	620,000株	49.48%
嘉屋雄大	200,000	15.96
株式会社 ウィン・コンサル	60,000	4.78
Salesforce Ventures LLC.	60,000	4.78
金井佳裕	17,400	1.38
株式会社 SBI証券	3,900	0.31
柄脇昇	3,500	0.27
日本証券金融株式会社	3,000	0.23
株式会社 ミートショップヒコ	3,000	0.23
吉村充隆	2,500	0.19

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2017年4月13日	2021年9月30日
新株予約権の数		3個	170個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 150,000株 (新株予約権1個につき 50,000株)	普通株式 85,000株 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 5,000,000円 (1株当たり 100円)	新株予約権1個当たり 834,000円 (1株当たり 1,668円)
権利行使期間		2019年4月13日から 2029年4月12日まで	2023年10月1日から 2031年9月30日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 150,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 170個 目的となる株式数 85,000株 保有者数 3名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

(注) 1.

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の割当日から本行使期間の初日の前日までの間継続的に、当社又は当社親会社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が上記期間中に当社又は当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社又は当社子会社の従業員を定年退職した場合その他正当な理由がある場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権は当社株式が証券取引所に上場された後、1年経過した場合に限り、行使することができる。ただし、行使する新株予約権の目的たる株式の総数が割当られた新株予約権の目的たる株式数に次の割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算される株式数は1株の整数倍でなければならない。）を上回らないことを条件とする。

当社株式の上場日の後1年以降2年まで	3分の1
当社株式の上場日の後2年以降3年まで	3分の2
当社株式の上場日の後3年経過以降	3分の3

(注) 2.

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、新株予約権の割当日から本行使期間の初日の前日までの間継続的に、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

(2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

(3) 新株予約権者は、本新株予約権を行使することができる期間中、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数の倍でなければならない。）。

① 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数全部について権利を行使することができない。

② 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その4分の1に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。

③ 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その2分の1に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

④ 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の3年後の応当日から4年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その4分の3に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

⑤ 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的である株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）について権利を行使することができる。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

		第2回新株予約権
発行決議日		2021年5月28日
新株予約権の数		28個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 14,000株 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 124,000円 (1株当たり 248円)
権利行使期間		2023年5月29日から 2031年5月28日まで
行使の条件		(注) 2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 28個 目的となる株式数 14,000株 交付者数 9名
	子会社の役員及び使用人	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

(注) 2

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、新株予約権の割当日から本行使期間の初日の前日までの間継続的に、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

(2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

(3) 新株予約権者は、本新株予約権を行使することができる期間中、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)

① 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数全部について権利を行使することができない。

② 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その4分の1に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。

③ 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その2分の1に相当する株式数(ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。)についてのみ権利を行使することができる。

④ 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の3年後の応当日から4年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その4分の3に相当する株式数(ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。)についてのみ権利を行使することができる。

⑤ 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的である株式数の全部(ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。)について権利を行使することができる。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	嘉屋雄大	
取締役	関崇匡	クラウドソリューション部長
取締役	内田みさと	管理部長
取締役	塚田耕一郎	株式会社テラスカイ取締役CFO常務執行役員 株式会社BeeX取締役 株式会社テラスカイベンチャーズ代表取締役 株式会社Cuon取締役 株式会社Quemix取締役 TerraSky (Thailand) Co., Ltd.取締役 株式会社リベルスカイ取締役 株式会社テラスカイ・テクノロジーズ取締役 株式会社エノキ取締役 株式会社DiceWorks取締役
取締役	山田澤明	北海道大学 東京オフィス所長兼特任教授
常勤監査役	吉備津俊夫	
監査役	新井努	新井公認会計士事務所所長 株式会社サイト代表取締役 株式会社エール代表取締役 有限責任大有監査法人代表社員
監査役	前嶋博	弁護士法人水天宮法律事務所代表弁護士

- (注) 1. 取締役山田澤明氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役吉備津俊夫氏、監査役新井努氏及び監査役前嶋博氏は、社外監査役であります。
3. 監査役新井努氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当な知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役山田澤明氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 社外取締役山田澤明氏は2023年3月31日に北海道大学東京オフィス所長兼特任教授を退任し、2023年4月1日に北海道大学工学研究院客員教授に就任予定であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた最低限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることになる損害を補填することとしております。なお、被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内において決定しております。取締役の報酬限度額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名であります。また、監査役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

取締役の報酬につきましては、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬は現金による固定報酬とし、業績連動報酬は採用しておりません。個別固定報酬は、株主総会で決議された報酬限度の範囲内において、各取締役の職務内容、役割、当社の業績、取締役としての貢献、他社水準等を考慮しながら総合的に勘案し、社外取締役及び社外監査役からの意見も踏まえ、個人別支給額を取締役会で決定しております。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場にあるため、業績要素を一切加味しない月額固定報酬としております。

非金銭報酬等は、事業年度ごとの業績に対する貢献意欲を引き出すため取締役に対し、直近の業績等を勘案して定める数の新株予約権を支給することがあります。対象取締役、内容等に関しては、取締役会の決議により決定することとしております。

また、監査役個々の固定報酬につきましては、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、監査役会での協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	31,560 (3,600)	31,560 (3,600)	— (—)	— (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	6,600 (6,600)	6,600 (6,600)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	38,160 (10,200)	38,160 (10,200)	— (—)	— (—)	7 (4)

(注) 上表には無報酬の取締役1名を除いております。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山田澤明氏は、国立大学法人北海道大学東京オフィス所長兼特任教授であります。当社と上記の兼職先との間に特別の利害関係はありません。
- ・監査役新井努氏は、新井公認会計士事務所所長、株式会社サイト代表取締役、株式会社エール代表取締役及び、有限責任大有監査法人代表社員であります。当社と上記の各兼職先との間に特別の利害関係はありません。
- ・監査役前嶋博氏は、弁護士法人水天宮法律事務所代表弁護士であります。当社と上記の兼職先との間に特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 山田澤明	当事業年度に開催された取締役会及び臨時取締役会19回のうち全てに出席し、客観的・中立的な立場で意思決定過程における監督機能を担っております。出席した取締役会において、学識経験者としての専門知識や経験等及び企業での様々な経験、海外での企業経営における豊富な経験から積極的な意見、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 吉備津俊夫	当事業年度に開催された取締役会及び臨時取締役会19回のうち全て、監査役会及び臨時監査役会15回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、常勤監査役としての立場から適宜発言を行っております。
監査役 新井努	当事業年度に開催された取締役会及び臨時取締役会19回のうち18回、監査役会及び臨時監査役会15回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 前嶋博	当事業年度に開催された取締役会及び臨時取締役会19回のうち全て、監査役会及び臨時監査役会15回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人銀河

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に対する監査役会の同意理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画内容及び報酬額の妥当性を検討した結果、適切であると評価し、会計監査人の報酬等について会社法第399条第2項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、監査法人銀河に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、企業理念、ミッション及びコアバリューを踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。
- (2) 取締役及び使用人は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- (3) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
- (4) 取締役及び使用人は、コンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにリスク管理委員会に報告するものとする。リスク管理委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱するとともに、重要と判断した事例については代表取締役社長に報告する。また、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにリスク管理委員会は調査委員会を組織する等して真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。
- (5) コンプライアンス違反等に関する相談窓口を設置する。また、当該窓口への相談等を理由に不当な取扱いを行うことを禁止し、周知徹底する。
- (6) 監査役及び内部監査室は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。報告された内容については取締役会議事録に記載又は記録し、法令に基づき保存するものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定める。
- (3) 文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定め適切に保存及び管理する。
- (4) 取締役及び監査役は、保存及び管理された文書を自由に閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程に基づき、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。
- (2) 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティに関わるリスクについて把握し、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備するものとする。情報セキュリティ委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱する。また、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかに調査委員会を組織する等して真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月1回開催し、必要がある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。また、各部署の活動状況の報告、取締役会での決定事項の報告等を行う会議体として部門間会議を毎月1回以上開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
- (2) 取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・業務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。専任者の配置が困難な場合は、1名以上の兼任者を補助使用人として配置するものとする。
- (2) 補助使用人の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならない。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する事項

- (1) 取締役及び使用人は、以下の重要事項が発生した場合は常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、常勤監査役から報告する。また、その他の監査役からの要請があれば、直接報告するものとする。
 - ①重要な機関決定事項
 - ②経営状況のうち重要な事項
 - ③会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ④内部監査状況及び損失の危険の管理に関する重要事項
 - ⑤重大な法令・定款違反
 - ⑥その他、重要事項

- (2) 監査役は、取締役会のほか重要な会議へ出席し、取締役の意思決定の過程及び使用人の業務の執行状況を把握するものとする。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役社長、内部監査室、会計監査人と意見交換等を実施できる体制を整備するものとする。
- (2) 取締役は監査役監査の実効性を高めるため、監査環境の整備に努めるものとする。
- (3) 監査の実施にあたり、監査役が必要と認める場合は公認会計士、弁護士等の外部の専門家を活用する。
- (4) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力遮断に関する規程において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。
- (2) 顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携のもと、迅速に対応できる環境を整備するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において取締役会は19回開催され、取締役及び監査役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役4名、社外取締役1名の5名で構成されており、社外取締役に対して事前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し活発な議論が行われております。

2. リスク管理及びコンプライアンス管理体制

当社はコンプライアンス規程及びリスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役、管理部及び委員長が必要と認めて参加を要請した者で構成され、当社のリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化に関して責任を有しております。リスク管理委員会は原則月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

また、情報セキュリティ管理規程に基づき情報セキュリティ委員会を設置しております。情報セキュリティ委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役、管理部及び委員長が必要と認めて参加を要請した者で構成され、情

報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティの徹底を推進するとともに、全従業員に対し情報セキュリティポリシーを遵守させるための教育・指導・啓蒙や適切な環境の整備等、情報セキュリティポリシーを徹底するために必要な措置を講じております。情報セキュリティ委員会は原則月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

3. 監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を15回開催し、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施し、取締役会への出席や取締役に業務の報告を求めるとともに、代表取締役社長との定期的な会合、各部署の業務状況の把握、財産等の状況の調査、取締役の職務執行の監査を行うことで、監査機能の強化及び向上を図っております。また、内部監査人により、社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて、適正に運営されているかについて監査を行い、内部統制の強化を図っております。監査結果については内部監査人から代表取締役社長に報告するとともに、常勤監査役にも回付しております。報告の結果、改善の必要がある場合には内部監査人とともに、監査対象部署に改善の指示とフォローアップを行っております。さらに、会計監査人や内部監査人と連携した監査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制の整備を行っております。

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	674,367
現金及び預金	472,461
売掛金及び契約資産	154,508
仕掛品	3,112
前渡金	19,232
前払費用	23,917
その他	1,135
固定資産	55,114
有形固定資産	16,992
建物	2,159
工具、器具及び備品	19,961
減価償却累計額	△15,165
建設仮勘定	10,037
無形固定資産	18,421
のれん	18,333
商標権	88
投資その他の資産	19,700
繰延税金資産	13,630
その他	6,069
資産合計	729,482

科目	金額
負債の部	
流動負債	163,579
買掛金	6,737
未払金	4,391
未払費用	61,921
未払法人税等	41,942
未払消費税等	23,223
前受金	19,125
預り金	4,620
資産除去債務	1,616
負債合計	163,579
純資産の部	
株主資本	565,902
資本金	125,820
資本剰余金	125,820
資本準備金	125,820
利益剰余金	314,262
その他利益剰余金	314,262
繰越利益剰余金	314,262
純資産合計	565,902
負債純資産合計	729,482

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		706,347
売上原価		358,660
売上総利益		347,687
販売費及び一般管理費		164,251
営業利益		183,436
営業外収益		
受取利息	3	
助成金収入	5,384	
その他	90	5,478
営業外費用		
上場関連費用	11,375	11,375
経常利益		177,538
税引前当期純利益		177,538
法人税、住民税及び事業税	55,776	
法人税等調整額	△5,825	49,950
当期純利益		127,588

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	93,390	93,390	93,390	186,674	186,674	373,454	373,454	
当期変動額								
新株の発行	32,430	32,430	32,430			64,860	64,860	
当期純利益				127,588	127,588	127,588	127,588	
当期変動額合計	32,430	32,430	32,430	127,588	127,588	192,448	192,448	
当期末残高	125,820	125,820	125,820	314,262	314,262	565,902	565,902	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① クラウドソリューション

顧客企業へのSalesforce導入支援や、Salesforceを基盤としたシステム開発サービス及び、Salesforce上で新たなSaaS型製品の構築・販売を考えている企業向けの製品開発支援サービスを提供しております。

上記に係る収益は、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合に、進捗度に応じて行った期間にわたり収益を認識しております。具体的には、見積総原価に対する発生原価の割合をもって売上高を計上しております。ただし、契約期間がごく短い取引については、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。

② ライセンス販売

顧客企業にSalesforceのライセンス販売を行っております。Salesforceライセンス販売における二次代理店として、顧客へのライセンス販売のみを行っております。その他、AppExchangeで公開されているアプリケーションや、Salesforce製品開発支援において当社が開発を行った製品等についても販売代理店として顧客企業へライセンス販売を行っております。

上記に係る収益は、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、9年間の均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日、以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

1. 顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る対価から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。
2. クラウドソリューション事業の一部の取引について、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合には、進捗度に応じて行った期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。ただし、契約期間がごく短い取引については、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。

この結果、当事業年度の売上高は32,261千円、売上原価は32,261千円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日、以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

1. 一定の期間にわたり充足される履行義務による収益

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
進捗度に基づき収益を認識した金額	90,507

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社はクラウドソリューション事業の一部の取引について、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合には、進捗度に応じて行った期間にわたり収益を認識しております。具体的には、見積総原価に対する発生原価の割合をもって売上高を計上しております。当社は、案件ごとに進捗状況に応じて見積総原価や予定案件期間の見直しを継続的に実施する等適切な原価管理に取り組んでおりますが、その見積総原価や案件の進捗率は見直しに基づき計上しているため、修正される可能性があり、それらの見直しが必要になった場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. のれん

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
のれん	18,333

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業譲渡の対価をのれんとして認識し、対価算定の基礎とした事業計画を勘案して、9年間の均等償却を行っております。現状、同事業の業績は順調に推移しておりますが、今後、同事業の収益性が低下し、減損の必要性を認識した場合には、のれんの減損処理を行う可能性があります。

3. 繰延税金資産

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	(繰延税金負債控除前) 19,336

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があるかと慎重に判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積り額の前提とした条件や過程に変更が生じた場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務

当社は、不動産賃貸借契約に基づき使用するオフィスについて、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する資産の使用期間が明確ではなく、移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりませんでした。

当事業年度において、当社の本社4階については、同ビル7階へ移転の方針を決定したことにより、原状回復に係る債務の履行時期を合理的に見積ることが可能となったため、資産除去債務を1,616千円計上しております。この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,212千円減少しております。

5. 貸借対照表に関する注記

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額はそれぞれ次のとおりであります。

売掛金	54,949千円
契約資産	99,558千円
合計	154,508千円

関係会社との金銭債権・債務

金銭債権	5,348千円
金銭債務	661千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	71,382千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,253,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	2,576千円
未払費用	16,113千円
資産除去債務	491千円
その他	155千円
繰延税金資産合計	19,336千円
繰延税金負債	
のれん	△5,575千円
資産除去債務に対応する除去費用	△122千円
その他	△7千円
繰延税金負債合計	△5,705千円
繰延税金資産の純額	13,630千円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、当事業年度中に資本金が1億円超となり、法人事業税の外形標準課税が適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2022年1月1日に開始する事業年度以降に解消すると見込まれる一時差異等については34.22%から30.41%に変更しております。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等にて運用しており、銀行等金融機関からの借り入れによる調達は行っておりません。また、デリバティブ取引は利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、管理部が取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、利益計画に基づき管理部が月次で資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため注記を省略しております。また、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等及び、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから記載を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 テラスカイ	被所有 直接 49.48%	システム開発受託 及びSalesforce ライセンスの仕入 役員の兼任	クラウドシステム 開発の受託	71,382	売掛金	5,348
				Salesforce ライセンスの仕入	8,835	前払費用	2,957
						買掛金	87
				ライセンス 使用料等	5,013	前払費用	3,224
						未払金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 一般の取引条件と同様に、市場価値・取引規模等を総合的に勘案し交渉の上決定しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はクラウドソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
クラウドソリューション	699,971
ライセンス販売	6,376
顧客との契約から生じる収益	706,347
その他の収益	—
外部顧客への売上高	706,347

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	79,344
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	54,949
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	99,558

契約資産は主に、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は顧客の検収完了に従い売上債権へ振り替えられます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 451.64円

(2) 1株当たりの当期純利益 104.72円

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当事業年度に行った株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

13. その他の注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当社の本社4階の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
なお、当社は、本社4階の不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転計画もなかったことから、資産除去債務を合理的に見積ることが不可能であるため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりませんでした。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間について、当社の本社事務所は、2023年12月期に本社4階を同ビル7階に移転するため、支出時期までの期間を耐用年数と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、支出時期までの期間が短期間であり、割引計算の重要性が乏しいため、当事業年度末における支出見込額をもって金額を算定しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	－千円
見積りの変更による増加額	1,616千円
期末残高	1,616千円

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

株式会社キットアライブ
取締役会 御中

監査法人 銀 河
北 海 道 事 務 所
代 表 社 員 公認会計士 木 下 均
業 務 執 行 社 員
代 表 社 員 公認会計士 谷 口 雅 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キットアライブの2022年1月1日から2022年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

株式会社 キットアライブ 監査役会

常 勤 監 査 役	吉 備 津 俊 夫
（社外監査役）	
社 外 監 査 役	新 井 努
社 外 監 査 役	

以 上

MEMO
